

食品安全委員会（第920回会合）議事概要

日 時:令和5年11月14日（火） 14:00～14:50

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般14名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1案件

（農林水産省からの説明）

動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（植物性ペプトン、鶏卵の卵黄成分）

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明。

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「フェノキシエタノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「Ra α 3114株を利用して生産されたプロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について
- ・「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を微生物・ウイルス専門調査会に依頼することとなった。

- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬及び動物用医薬品「フェニトロチオン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集の手続は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「フェニトロチオンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.0049 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 0.036 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- (6) 令和6年度食品安全モニター募集について

→事務局から説明。

本件について、令和6年度の食品安全モニターの募集手続を開始することとなった。